

平成28年3月
国土交通省
土地・建設産業局

基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置（告示） 概要

1. 施工体制に係る一般的な事項について

- ①発注者から直接建設工事を請け負った建設業者（以下「元請建設業者」という。）は、基礎ぐい工事の施工前に施工体制を確認すること。特に、施工体制に係る全ての下請負人の主任技術者の配置状況、資格等が建設業法の規定に違反していないか確認し、違反している場合は是正を求めること。
- ②元請建設業者は、基礎ぐい工事の施工前に、設計図書等に記載された地盤条件、施工方法、工期等基礎ぐい工事の施工に関する事項について確認し、下請負人と共有すること。
- ③監理技術者又は主任技術者であって元請建設業者が置いたもの（以下「監理技術者等」という。）は、現場条件に即した施工計画を作成し、工事監理者に対し、作成した施工計画を提出し、その内容について説明すること。
- ④元請建設業者の下請負人は、基礎ぐい工事の施工前又は施工中に、設計図書等に基づく施工が困難であること、設計図書等に示された地盤条件と現場条件とが異なること等を発見したときは、書面をもってその旨を元請建設業者に通知すること。元請建設業者は、下請負人から通知がなされた場合には、遅滞なく協議を行い対応策を定めること。
- ⑤元請建設業者は、工事監理者に対し、基礎ぐい工事の進捗に応じ、施工記録を提出し施工状況を説明すること。
- ⑥上記②の規定は、請け負った建設工事を他の建設業者に請け負わせた下請負人について準用すること。
- ⑦上記④の規定は、元請建設業者以外の建設業者の下請負人について準用すること。

2. くいの支持層への到達に係る一般的な事項について

- ①監理技術者等は、基礎ぐい工事におけるくいの支持層への到達に責務を有すること。
- ②元請建設業者は、下請負人によるくいの支持層への到達に係る技術的判断に対し、その適否を確認すること。
- ③元請建設業者の支持層への到達の確認に当たっては、監理技術者等は、基礎ぐい工事の施工前に、くいのうち元請建設業者が立ち会って支持層への到達を確認するくい及びその他の方法により確認するくいを定めること。
- ④元請建設業者は、設計図書等に沿った施工が可能か判断するため実施する試験ぐいについて自ら立会い、原則として工事監理者に立会いを求めるとともに、基礎ぐい工事の施工体制に係る全ての下請負人の主任技術者の立会いのもとで支持層の位置等を確認すること。

3. 施工記録に係る一般的な事項について

- ①元請建設業者の下請負人は、オーガ掘削時に地中から受ける抵抗に係る電気的な計測値、根固め液及びくい周固定液の注入量等施工記録を確認し、元請建設業者に報告すること。元請建設業者は、下請負人から報告がなされた場合には、その施工記録がくいの支持層到達等を証明する記録としての適正性を確認すること。
- ②元請建設業者は、取得すべき施工記録が取得できない場合に、当該施工記録に代替する記録を確保するための手法について、基礎ぐい工事の施工前に定め、施工時に当該施工記録が取得できない場合には当該手法に基づき記録を作成しなければならないこと。
- ③元請建設業者は、あらかじめ施工の適正性を確認する施工記録を保存する期間を定め、当該期間保存しなければならないこと。
- ④元請建設業者は、情報技術を活用した施工記録の確認方法及び報告方法を導入することにより、施工の合理化を図るよう努めるものとする。
- ⑤上記①の規定は、元請建設業者以外の建設業者の下請負人について準用すること。

○国土交通省告示第四百六十八号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十五条の二十七第二項の規定に基づき、建築物の基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき一般的な事項を次のとおり定め、平成二十八年三月四日から適用する。

平成二十八年三月四日

国土交通大臣 石井 啓一

基礎ぐい工事の適正な施工を確保するために講ずべき措置

一 施工体制に係る一般的事項について

- (一) 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、基礎ぐい工事（くい先端の支持力を主として考慮し掘削孔内に既製コンクリートぐいを沈設する工法を採用した基礎ぐい工事をいう。以下同じ。）の施工前に、あらかじめ、当該基礎ぐい工事の施工体制を確認する。特に、当該施工体制に係る全ての下請負人の主任技術者の配置状況、資格等が建設業法の規定に違反していないかを確認するとともに、違反している場合には下請負人に対し是正を求める。

(二) 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、基礎ぐい工事の施工前に、あらかじめ、当該基礎ぐい工事に関する設計図書等に記載された地盤条件、施工方法、工期等基礎ぐい工事の施工に関する事項について確認し、下請負人と共有する。

(三) 監理技術者又は主任技術者であって発注者から直接建設工事を請け負った建設業者が置いたもの（以下「監理技術者等」という。）は、施工の技術上の管理をつかさどる者として適正な施工を確保するため、現場条件に即した施工計画を作成するとともに、工事監理者に対し、作成した施工計画を提出し、計画の内容について説明する。

(四) 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者の下請負人は、基礎ぐい工事の施工前又は施工中に、設計図書等に基づく施工が困難であること、設計図書等に表示された地盤条件と現場条件とが異なること等を発見したときは、書面をもってその旨を当該建設業者に通知する。当該建設業者は、当該下請負人から通知がなされた場合には、遅滞なく協議を行い対応策を定める。

(五) 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、工事監理者に対し、基礎ぐい工事の進捗に応じ、施工記録を提出するとともに施工状況を説明する。

(六) (二)の規定は、その請け負った建設工事を他の建設業者に請け負わせた下請負人について準用する。

(七) (四)の規定は、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者以外の建設業者の下請負人について準用する。この場合において、「協議を行い対応策を定める」とあるのは、「協議を行うよう、下請工事の注文者に通知する」と読み替えるものとする。

二 くいの支持層への到達に係る一般的事項について

(一) 監理技術者等は、基礎ぐい工事におけるくいの支持層への到達に責務を有する。

(二) 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、下請負人によるくいの支持層への到達に係る技術的判断に対し、その適否を確認する。

(三) 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者による支持層への到達の確認に当たっては、監理技術者等は、基礎ぐい工事の施工前に、くいのうち当該建設業者が立ち会って支持層への到達を確認するくい及びその他の方法により確認するくいを定める。

(四) 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、設計図書等に沿った施工が可能か判断するため実施する試験ぐいについて自ら立会い、原則として工事監理者に立会いを求めるとともに、基礎ぐい工事

の施工体制に係る全ての下請負人の主任技術者の立会いのもとで支持層の位置等を確認する。

三 施工記録に係る一般的事項について

- (一) 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者の下請負人は、基礎ぐい工事の施工を把握するために、オーガ掘削時に地中から受ける抵抗に係る電氣的な計測値、根固め液及びくい周固定液の注入量等施工記録を確認し、当該建設業者に報告する。当該建設業者は、当該下請負人から報告がなされた場合には、その施工記録のくいの支持層到達等を証明する記録としての適正性を確認する。

- (二) 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、取得すべき施工記録が取得できない場合に、当該施工記録に代替する記録を確保するための手法について、基礎ぐい工事の施工前に定め、施工時に当該施工記録が取得できない場合には当該手法に基づき記録を作成しなければならない。

- (三) 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、あらかじめ施工の適正性を確認する施工記録を保存する期間を定め、当該期間保存しなければならない。

- (四) 発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、情報技術を活用した施工記録の確認方法及び報告方法を導入することにより、施工の合理化を図るよう努めるものとする。

(五)

(一)の規定は、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者以外の建設業者の下請負人について準用する。この場合において、「その施工の適正性を確認する」とあるのは、「その施工の適正性を確認し、下請工事の注文者に報告する」と読み替えるものとする。